

**道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）**  
**企画提案者選考 応募要領**

**1 企画提案者選考の概要**

(1) 実施の理由

さがみ縦貫道路全線開通に伴い本市を取り巻く交通状況は大きく変化している。さらには、近い将来、横浜湘南道路や高速横浜環状南線の開通といった、新たな交通網の整備をふまえ、平成28年3月に『茅ヶ崎市道の駅基本計画』を策定し、地域経済の活性化や地域情報の提供等の拠点となる道の駅の整備を進めている。また、整備手法については令和元年度に実施した「茅ヶ崎市道の駅整備に係る官民連携手法検討調査業務委託」の結果に基づき設計、建設、維持管理運営を一括で発注するDBO手法を採用することとなっている。

本業務は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が実施する道の駅の整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、実施方針の公表から事業者選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び募集資料等の作成を行い、本事業を担う民間事業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援するものである。本業務の受託者を決定するにあたり、本市が採用するDBO手法を熟知し、多岐に渡り高い技術や能力を有する事業者を選考するため、企画提案者選考方式により、受託候補者を選考するものである。

(2) 業務概要

委託業務名	道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）
発注者	茅ヶ崎市
業務内容	別紙「道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案用仕様書」による。
契約期間	契約締結日～令和5年7月31日
契約金額の上限額	31,097,000円（消費税及び地方消費税含む） （履行期間の3年間の合計金額）

(3) 選考方針

- ア 委託候補者の選考は、本市の職員で構成する「道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）」において行う。
- イ 選考会議は、参加表明書提出者の中から、実力書にて書類審査（1次評価）を行い、2次評価を要請する者を選考する。続いて、企画提案書及びプレゼンテーションに基づいて2次評価を行い、1次評価と2次評価を通じて最も優れた者（委託候補者）及び次席者を選考する。

(4) 実施スケジュール

	内 容	日 時	受付場所等
1次評価 (実力書)	応募要領等の公開	令和3年4月29日(木) 午前0時00分から 令和3年5月20日(木) 午後5時まで	茅ヶ崎市 経済部 産業振興課
	実力書・企画提案書に関する質問書の受付期限	令和3年5月10日(月) 正午まで	
	実力書・企画提案書に関する質問書の回答	令和3年5月11日(火)	
	参加表明書の受付期限	令和3年5月13日(木) 午後5時まで	
	実力書・企画提案書の受付期限	令和3年5月20日(木) 午後5時まで	
	1次評価	令和3年5月28日(金)【非公開】	
	1次評価結果、2次評価の日時の通知	令和3年5月28日(金)	
2次評価 (企画提案書・ プレゼンテーション)	2次評価及び最終選考	令和3年6月4日(金)	
	選考結果通知	令和3年6月7日(月)	
令和3年6月11日(金) 契約締結予定			

2 応募要領等の公開

- (1) 公開期間 令和3年4月29日(木) 午前0時00分から令和3年5月20日(木) 午後5時まで
- (2) 公開方法 茅ヶ崎市公式ホームページにて公開する。  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1013542/1043029.html>  
 (事務局)  
 茅ヶ崎市経済部産業振興課道の駅整備推進担当(本庁舎3階19番窓口)  
 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
 電話: 0467-82-1111(代表)、ファクス: 0467-57-8377  
 E-mail: [sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp)

### 3 参加資格

本市が実施する企画提案者選考方式による選考に参加することができる者は、提出時において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和3年度神奈川県又は茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に営業種目「都市計画及び地方計画」の登録業種で登録が認定されているもの。
- (2) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは茅ヶ崎市内に受任地を有する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。指名停止若しくは指名保留を受けていない。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない（更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。

### 4 参加表明書、実力書及び企画提案書の提出

#### (1) 参加表明書について

##### ア 提出資料等について

参加表明書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内容
提出資料	正本（様式1） 副本（様式1）
部数	正本、副本を各1部（副本は、複写可）
提出期限	令和3年5月13日（木） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）へ郵送等の非対面の手法により提出すること（必着）。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参は認めない。ただしメール等の電子媒体での提出は不可とする。）

#### イ 提出資料の記入上の留意事項

##### (ア) 様式1 参加表明書

押印の上、提出すること。

(2) 実力書について

ア 提出資料等について

実力書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内容
提出資料	正本（様式2を表紙とし、様式4を添付） 副本（様式3を表紙とし、様式4を添付）
部数	正本1部、副本5部（副本は、複写可）
提出期限	令和3年5月20日（木） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）へ郵送等の非対面の手法により提出すること（必着）。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参は認めない。ただしメール等の電子媒体での提出は不可とする。）

イ 実力書作成時の留意点

(ア) 記載については、企画提案者用仕様書の趣旨に基づき、記載すること。

(イ) 記載項目は、次のとおりとする。

- ① 本件と同種の官民連携事業に係るアドバイザー業務の実績（現在履行中の案件でも可）。また制作年度、団体名、業務名称、概要を記載すること。
- ② 本件と同種の官民連携事業に係る導入可能性調査の実績調査等業務の実績（現在履行中の案件でも可）。また制作年度、団体名、業務名称、概要を記載すること。
- ③ 事業者の会社概要（事業内容等）、その他会社PRなどのアピールポイントを記載すること。
- ④ 配置予定技術者等の氏名、生年月日、現在の所属、役職、職歴、主要実績や賞歴などの業務経歴書を記載すること。
- ⑤ その他特筆すべき内容（本業務の全体を監修する学識経験者を提案してもよい。）①～③以外に特筆すべき実績がある場合には、その内容を記載すること。

(ウ) 実力書の様式は表紙を除き様式4とする。表紙は様式2「貴社名等を記載」によるものを1部、残り5部は様式3「市が通知するアルファベットを記載」によるものとする。

(エ) 実力書の本文には、社名等企業名がわかる名称を記載しないこと。記載する場合には、参加表明書の提出後に市が通知するアルファベットを用いること。

(3) 企画提案書について

ア 提出資料等について

企画提案書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内 容
提出資料	正本（様式5を表紙とする） 副本（様式6を表紙とする）
部数	正本1部、副本5部（副本は、複写可）
提出期限	令和3年5月20日（木） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）へ郵送等の非対面の手法により提出すること（必着）。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参は認めない。ただしメール等の電子媒体での提出は不可とする。）

イ 提出資料の記入上の留意事項

(ア) 様式5 企画提案書

(イ) 選考テーマについての企画提案

次のテーマについて提案を求める。提案にあたっては、以下の前提条件に留意することとする。

【企画提案に求める内容】

① 業務の実施方針

本業務の実施にあたっての実施方針・体制、業務の内容、業務手順・工程等について提案すること。

② 事業実施にあたっての課題と対応策

道の駅整備、管理運営事業者を選定するにあたり、要求水準書の作成や事業契約交渉等の本業務を進めるにあたり課題と対応策を提案すること。なお、提案にあたっては本市の特性等をふまえ、将来的に地域活性化につながる道の駅となることに留意して提案すること。

③ アドバイザリー業務（その1）業務終了後の進め方

本業務終了後、道の駅オープンまでの進め方やそれに伴う課題等について提案すること。

ウ 企画提案書作成上の注意事項

(ア) 表紙以外の様式はA4判とし、最大両面4枚以内にまとめること。テーマごとの枚数の指定はない。

(イ) 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字は読みやすい大きさとする。

選考テーマについての技術提案の記載にあたり、概念図、引用可能な図面・写真・イラスト、またCGや図面を作成し、使用することも支障ないが、費用等は自己負担となる。また、引用する場合は、必ず参照先を記載すること。

(ウ) 参加表明者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記述しないこと。

(エ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

(4) 実力書及び企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、電子メールにて受け付ける。任意の様式の質問書により事務局へ送付すること。なお、件名は「道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）における質問について」と記載すること。

(提出先：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp)

イ 質問書の受付期限

令和3年5月10日（月）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和3年5月11日（火）午後7時までに本市のホームページで公開する。

(URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/.html>)

## 5 プレゼンテーション

(1) 次のとおりプレゼンテーションを行う。

ア 実施場所 未定（市役所本庁舎又は分庁舎）（1次評価結果通知時に連絡する。）

イ 実施日 令和3年6月4日（金）予定

ウ 出席者 説明者は、配置予定技術者が行うこと。

エ プレゼンテーションの時間、集合場所、留意事項等は別途通知する。

オ プレゼンテーション時の説明資料は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で使用することができる。追加資料の配布や利用は禁止する。プロジェクター及びパソコン（windows）については本市が用意するため、前日正午までに電子データを産業振興課へ提出すること。

カ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由。ただしA4判とする。）にて提出すること。

## 6 評価基準

選考の評価は、提出された実力書、企画提案書及びプレゼンテーションにより行うこととする。

配点については、実力書30点、企画提案書及びプレゼンテーション70点（評価点は別途設置する選考会議の各委員5名の平均点）との100点とし、評価を行うこととする。

評価項目等については下表に基づき、評価を行うこととする。

### 【1次評価 実力書】

	評価項目	評価事項
実力書	事業者の実力	○業務実績 ○配置予定技術者の実力と経験 ○業務遂行体制

### 【2次評価 企画提案書及びプレゼンテーション】

	評価項目	評価事項
企画提案書	実施方針に関する事項	○業務の理解度、妥当性、具体性
	事業実施にあたっての課題と対応策の提案に関する事項	○本事業の特性の理解度、実現性
	本業務終了後の進め方に関する事項	○具体性、課題の想定
プレゼンテーション	説明内容	○業務の理解度・実施方針・体制の妥当性 ○提案の具体性・実現性 ○想定される課題の把握
	説明態度	○説明のわかりやすさ・説得力・業務に対する熱意
	応答内容	○回答の的確度

## 7 選考方法

- (1) 本選考は、2段階評価方式で行う。
- (2) 選考に係る評価は、選考会議において行う。
- (3) 1次評価は、提出された実力書に基づき、2次評価の出席を要請する者を選考する。
- (4) 2次評価は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。
- (5) 1次評価と2次評価の合計をもって選考結果とし、委託候補者1者及び次席者1者を選考する。
- (6) 参加表明書の提出が1社もなかった場合、本選考の実施を中止する。
- (7) 参加表明書の提出が1社であった場合、総合評価が60点に満たなかった場合は不採用とする。

## 8 結果の通知

- (1) 1次評価結果の通知

■通知予定日時：令和3年5月28日（金）

1次評価の結果、選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨と、その理由（非選考理由）を書面により、本市から通知する。1次評価で選考された者には、選考の旨と、プレゼンテーションへの参加を要請する書面を郵送により通知する。

- (2) 2次評価結果の通知

■通知予定日時：令和3年6月7日（月）

2次評価の結果は、書面により、本市から通知する。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨と、その理由（非選考理由）を書面により通知する。

## 9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 虚偽の内容が記述されている場合
- (5) その他本要領に違反すると認められた場合
- (6) 選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

## 10 業務契約

### (1) 契約の締結

本市は、最も優れた者と認められた委託候補者と契約の交渉を行う。この手続に参加した者が、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体の指名停止、若しくは指名保留を受けた場合、その者については、この手続に係る選考の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

### (2) 履行期限

契約締結日より令和5年7月31日

### (3) 契約者

茅ヶ崎市長

### (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (5) 契約書の作成の要否

要する

## 11 その他

(1) 参加表明書、実力書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

(2) 提出受付期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。

また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定技術者を原則として変更することはできない。ただし、病欠、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、新たに配置する者が、同等以上の技術者であるとの承諾を本市から得るものとする。

(3) インターネット、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。

### (4) 提出資料の取扱い

ア 委託候補者以外の者の参加表明書、実力書及び企画提案書は、契約締結後、正本1部（本企画提案者選考の記録として使用する。）を除き、すべて返却する。ただし、帰属は企画提案者とする。

イ 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

ウ 評価の公正性、透明性、客観性を示すため、結果を公表する。なお、参加表明書、実力書及び企画提案書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について提出者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年条例第2号）に基づき公開する。

エ 評価の経緯及び結果についての審査請求は受け付けない。

(5) 選考後、業務遂行にあたっては、本市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。



## 12 参考資料

- (1) 茅ヶ崎市総合計画（※本市ホームページ参照）
- (2) 公民連携推進のための基本的な考え方(改訂版)（※本市ホームページ参照）
- (3) 茅ヶ崎市道の駅基本計画(※本市ホームページ参照)
- (4) ※茅ヶ崎市道の駅整備に係る官民連携手法検討調査業務委託概要版（電子データの提供）
- (5) ※交通協議図面抜粋  
※（電子データの提供については、メールで提供するため、産業振興課に電子メール等により要求すること。）

※本市ホームページアドレス：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>(参考)

事務局 茅ヶ崎市経済部産業振興課道の駅整備推進担当  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎3階  
電 話：0467-82-1111(代表)  
ファクス：0467-57-8377  
E-mail：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp